平成３０年（フ）第１２８号
兵庫県加古川市平岡町新在家1814番地　サンシティ東加古川Ｂ－201号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町高畑378番地の７
債務者　岸田加奈子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１３１号
兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目22番21号ファミーユヤノ３－103号
債務者　稲田　勝行
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１３２号
兵庫県姫路市河間町23番地１　城北興和マンション307矢野方
債務者　山岡　愛里
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４７号
兵庫県加古川市加古川町備後391番地の１グランコートＥ103号
債務者　立岩　直也
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１７４号
広島市佐伯区湯来町大字白砂538番地
債務者　村上　浩之
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１９号
広島県安芸郡海田町三迫３丁目15番５－８号
債務者　山本　玲子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２２号
熊本市西区池上町524番地　市営池上団地２Ｃ－７－202号
債務者　吉住みつ子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３０号
福島市瀬上町字桜町２丁目１番地の８　菅原コーポラス101号室
債務者　金田　　智
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第６号
福島県南相馬市原町区仲町３丁目２番地　仲町団地２号棟101号室
債務者　大井　一夫
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成３０年（フ）第９０号
山梨県甲府市善光寺３丁目34番12号
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
静岡県富士宮市三園平127番地　マーガレット103
債務者　藤川るみ子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第６８号
三重県亀山市萩内町1511番地　ランドスケイプ緑の風１Ｆ
債務者　田丸　ゆか
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７０号
三重県亀山市関町白木一色923番地
債務者　長谷　明義
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３８０号
京都市上京区一条通御前通西入西町89番地ヴィラビアンカⅡ107号
債務者　筒井　繁美
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２２４号
京都府宇治市大久保町上ノ山５番地の21　上ノ山ハイツ203号
債務者　岩井　　進
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２４６号
京都市伏見区向島津田町２番地２　セブンマンション707
債務者　川路奈々絵
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係